

ID: 61

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第12条		
例 規 番 号	昭和51年条例第27号		
【根拠条文】 (特別の設備等の承認) 第12条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日